

令和7年第3回教育委員会会議定例会 議事録

午前 9時30分開会

1 日 時 令和7年3月18日(火)

午前10時25分閉会

2 場 所 竹原市役所 5階 教育委員会室

3 出席者 高田教育長、竹下委員、西川委員、永福委員

4 説明員 沖本教育次長兼総務学事課長、大橋参事兼教育指導担当課長、  
小早川人事管理担当課長、堀川文化生涯学習課長、  
五反田総務学事課教育総務係長、岡田総務学事課教育総務係主任

5 会議事件

付議案件

議案第 9号 学校運営協議会委員の委嘱について

議案第10号 竹原市教育相談員設置及び服務規則の一部を改正する規則案

議案第11号 招致外国青年任用規則の一部を改正する規則案

議案第12号 竹原市学校司書設置要綱の一部を改正する告示案

議案第13号 竹原市学芸員設置要綱等の一部を改正する告示案

議案第14号 竹原市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案

報告・協議 令和6年度末・令和7年度始教職員の人事異動について

○高田教育長 ただいまから、令和7年第3回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。

お諮りいたします。報告・協議は個人情報であるため、非公開とし、議事の運営上、議事の最初に付議することに御異議ございませんか。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○永福委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。報告・協議は個人情報であるため、非公開とし、議事の運営上、議事の最初に付議することに決定しました。

(非公開)

○高田教育長 続いて、議案第9号「学校運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○小早川課長 議案第9号「学校運営協議会委員の委嘱について」説明いたします。議案書は4ページを御覧ください。竹原市内全ての学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを推進して参りました。今年で4年が経過しました。先日は実践交流会を開催して、横のつながりもできてきているところがございます。来年度は、コミュニティ・スクールの連絡協議会、各学校の委員が主になって市全体の研修を進めていったり、横のつながりの会をもって市全体がコミュニティ・スクールとして充実していくような組織を作りながら、更に充実を図っていこうと考えているところです。令和7年度も引き続き、全ての竹原市立学校に学校運営協議会を設置することに伴い、竹原市学校運営協議会規則第5条の規定により、校長から推薦を受けた者を、学校運営協議会委員として委嘱することについて、承認を求めるものでございます。令和7年度学校運営協議会委員として、各学校の校長から推薦された方については、議案書2ページに掲載しております。学校運営協議会委員につきましては、竹原市学校運営協議会規則で定められているとおり、各協議会15名以内とし、任期は一年間でございます。委員としては、設置校に在籍する児童又は生徒の保護者、設置校の校区内の地域住民、設置校の運営に資する活動を行う者、学識経験者、設置校の教職員、その他教育委員会が適当と認める者となっており、校長から推薦をいただき、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「竹原市学校運営協議会規則」に基づきまして、教育委員会が任命する、というものでございます。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○西川委員 1年が任期ということですが、継続の年数にリミットはありますか。

- 小早川課長 規則等で継続の期限は定めておりません。
- 西川委員 1年の任期が満了した時に、もう1年継続していただく方と、辞められる方がいらっしゃると思います。PTA会長が委員になっている場合は自動的に変わるようになりますが、各校で学校運営協議会委員に継続を依頼する時の御案内は、どのようにされているのでしょうか。
- 小早川課長 私も学校運営協議会にオブザーバーとして参加させていただいていますが、2月に学校評価表を基にそれぞれの委員の方に外部評価していただくことになっております。私が参加させていただいている学校では、2月の学校運営協議会の時に校長からぜひ来年もお願いしたいということその場で言われる校長もいらっしゃいますが、事前に内々に話をしておいて進められている場合が多いです。全ての学校を把握しているわけではありませんが、今のところ、基本的には1回お願いした方に継続をお願いする場合がありますし、新しい方は校長が直接、お願いをする場合があります。辞められる方はどちらかというと御本人の意向で辞められる場合が多いです。
- 西川委員 学校運営協議会で校長の権限をオーバーラップするような発言をする方がいらして、その方には委員の継続を御遠慮いただきたいような場合もあるのではないかと思います。危惧しているのが、基本的には委員に継続の声掛けをされる中で、その方だけ委員の継続の声掛けをしないということが難しいのではないかと感じており、そういった事案はありますか。
- 小早川課長 今のところそういった状況はないです。もし、そういった事例があった場合には、校長が推薦する者となっていますので、推薦をしないということ校長が本人と話をすることになるかと思います。校長も規則に則って話をされるというふうに考えております。
- 高田教育長 全国的にはそういった事例があったということ以前何かの会議で聞きましたけれども先ほど担当課長が説明しましたように、1ページに委嘱の事由が書いてありますが、校長が推薦した者を教育委員会が承認すると

いうシステムになっていて、学校運営協議会制度を国が立ち上げる際に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で教育委員会の承認を付けたのは今のようなことを危惧して、校長では難しい場合に教育委員会が責任を持って承認するという事になれば、場合によっては、校長は推薦したけれども教育委員会が適任ではないということで承認をしていないケースがいくつかあるようです。そこがセーフティネットのような形で、もしそういうことがあれば教育委員会会議の中でそういう報告を受けてここで議論していただいて否承認という議決をすることになっていくと思います。

○高田教育長       お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○竹下委員       はい。

○西川委員       はい。

○永福委員       はい。

○高田教育長       御異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第10号「竹原市教育相談員設置及び服務規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○沖本教育次長  
兼総務学事課長       議案第10号「竹原市教育相談員設置及び服務規則の一部を改正する規則案について」でございます。議案書の10ページを御覧ください。提案の要旨につきましては、竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の改正に伴い、必要な字句の修正を行うものです。11ページの新旧対照表を御覧ください。改正の内容は、第5条第2項について、「竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例」を「竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改めるものです。このことにつきましては、会計年度任用職員に地域手当が新たに支給されることに伴い、令和7年第1回定例市議会において、竹原市職員の給与に関する

条例が改正され、その中で合わせて「竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例」の題名が「竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例」と改められたことから、改正を行うものであります。施行日につきましては、令和7年4月1日です。

○高田教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○竹下委員           先ほどの説明の中で、地域手当と言われたのですが、どのような手当でしょうか。

○沖本教育次長  
兼総務学事課長       居住している地域によって物価の違いがあるので、そういったところを補填するために支給される手当になります。係長の方から説明させてください。

○五反田係長       先ほど説明したとおりで、大都市圏ほどそういった地域手当がついておりまして、例えば、広島市の場合は今年10%だったと思いますが、東広島市が勤務地の場合も地域手当が支給されています。これは国家公務員の給与に準じて人事院勧告に基づいて、地方公共団体の給与を決めておりますので、それに基づいて地域手当の支給をしています。それがこの度の人事院勧告で変わりまして、東広島市に勤務する職員と竹原市に勤務する職員で、地域手当に差があると採用の面で影響が出てくるということもありますので、その辺りが一定に整理をされて、もちろん大都市は支給率が高いですが、竹原市でも地域手当が支給されるようになって、会計年度任用職員にも地域手当を支給するということで整理されました。

○高田教育長       勤務地によって、地域手当の支給率が異なってくるということですね。

○五反田係長       はい。

○竹下委員       例えば、竹原市に住んでいて、東広島市に勤務している場合は、勤務地の方で支給されますか。

○五反田係長       住居地ではなくて、勤務地に応じて支給されますので、竹原市役所の職員でも、派遣で東広島市に勤務したり、広島県庁に勤務している職員は、

今年も地域手当が支給されていますが、竹原市に勤務している職員は地域手当が支給されていないという違いがあります。

○竹下委員 今、市役所の職員の方で竹原市に住民票がある方がどれぐらいおられるかわかりませんが、他の市から来ておられる方も多いと思います。ただ東広島市とか三原市に住居地がある場合は、竹原市より物価が高いですね。

○五反田係長 そうですね。地域手当の制度自体が、勤務地によって決まるものなので、竹原市役所に勤務している職員は一定の地域手当が支給されることとなります。例えば今年は、東広島市役所の職員については、地域手当が支給されていますが、だからといって、竹原市の職員が東広島市に住んだ場合に、竹原市が上乘せして地域手当を支払うかということにはなっていません。竹原市に住んで竹原市役所に勤務する場合も、東広島市に住んで竹原市役所に勤務する場合も、地域手当は一定ということになっております。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○永福委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、議案第11号「招致外国青年任用規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○沖本教育次長  
兼総務学事課長 「議案第11号 招致外国青年任用規則の一部を改正する規則案について」でございます。議案書の15ページを御覧ください。提案の要旨につきましては、招致外国青年任用に係り、根拠規則の関連法律等の改正による規則の一部の文言の変更について整理するものです。なお、ここで言う招致外国青年というのは、ALTのことを指すものでございます。16ペ

ージの新旧対照表を御覧ください。改正の内容は、まず第8条について報酬額を、1年目が28万円から33万5千円に、再契約された場合の2年目が30万円から34万5千円に、3年目が32万5千円から35万5千円に、4年目及び5年目については33万円から36万円と改めるものです。次に、第10条について、先ほどの議案第10号と同じように、「竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例」を「竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改め、また、第26条の2第3項第2号について、失職させる場合の要件の一つとして規程する「禁錮以上の刑に処せられた場合」を、「拘禁刑以上の刑に処せられた場合」に改めるものです。理由について御説明します。まず第8条についてですが、本市のALTの状況から御説明いたしますと、本市のALTは総務省のJETプログラムを活用して4人配置し、その4人が市内の小・中・義務教育学校をそれぞれ担当して外国語教育の指導に当たっています。そのJETプログラムを活用し配置しているALTに支払う報酬については、総務省・外務省・文部科学省からの三省通知に基づき規定するものであり、先ほど説明した内容の見直しを含めた当該三省通知が、令和7年1月6日付けで発出されたことから、見直しを行うものです。次に第26条の2につきましては、刑法においてこれまで懲役と禁錮を区分して定められていたところ、改正が行われ懲役と禁錮が拘禁刑と一本化されたことに伴い、字句の修正を行うものです。施行日につきましては、第8条及び第10条については令和7年4月1日、第26条の2については刑法改正の施行と合わせて令和7年6月1日となります。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○西川委員

報酬の中には、家賃の補助であるとか、手当等は含まれているのでしょうか。

○沖本教育次長

報酬の中に手当は含まれておりませんので、家賃については、報酬の中

- 兼総務学事課長 から支払っていただくような形になっております。
- 西川委員 本市では、外国人の方の居住に対して、別途家賃支援等は実施されてい  
ますか。
- 沖本教育次長 それはA L Tに限らずということによろしいでしょうか。  
兼総務学事課長
- 西川委員 はい。
- 沖本教育次長 特にそういった制度はございません。  
兼総務学事課長
- 高田教育長 お諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり可決することに御異  
議ございませんか。
- 竹下委員 はい。
- 西川委員 はい。
- 永福委員 はい。
- 高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決す  
ることに決定いたしました。続いて、議案第12号「竹原市学校司書設置  
要綱の一部を改正する告示案」を議題といたします。関係課より議案の説  
明をお願いします。
- 沖本教育次長 「議案第12号 竹原市学校司書設置要綱の一部を改正する告示案につ  
いて」でございます。議案書の20ページを御覧ください。学校図書館の  
兼総務学事課長 運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の利用の  
一層の促進に資するため、学校司書の勤務時間を変更すると共に、竹原市  
パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償  
に関する条例の改正に伴い、必要な字句の修正を行うものです。21ペー  
ジの新旧対照表を御覧ください。改正の内容は、まず第7条の第1項の勤  
務については、「1週間当たり20時間以内、1日あたり7時間45分以内」  
としていたところを、「週30時間以内とし、勤務の割り振りは、配置先の  
所属長が定める」と改めるものと、同条第2項について、議案第10号と

同じように、「竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例」を「竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改めるものです。施行日につきましては、令和7年4月1日です。

○高田教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○高田教育長           お諮りいたします。議案第12号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○竹下委員           はい。

○西川委員           はい。

○永福委員           はい。

○高田教育長           御異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、議案第13号「竹原市学芸員設置要綱等の一部を改正する告示案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○沖本教育次長  
兼総務学事課長       「議案第13号 竹原市学芸員設置要綱等の一部を改正する告示案について」でございます。議案書の22ページを御覧ください。改正の内容は、議案第10号と同じように、「竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例」を「竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改めるものです。この改正の対象については、竹原市学芸員設置要綱、竹原市ICT支援員設置要綱、竹原市立学校非常勤講師設置要綱、竹原市理科観察実験アシスタント設置要綱、竹原市立中学校部活動指導員設置要綱、竹原市学校給食センター栄養士設置要綱、竹原市教育支援アドバイザー設置要綱の7要綱が対象となるものです。施行日につきましては、令和7年4月1日です。

○高田教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○高田教育長           お諮りいたします。議案第13号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○永福委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、議案第14号「竹原市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令案」を議題といたしません。関係課より議案の説明をお願いします。

○沖本教育次長  
兼総務学事課長 「議案第14号 竹原市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令案について」でございます。議案書の35ページを御覧ください。提案の要旨につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の改正に伴い、引用条項の整理を行うものです。36ページの新旧対照表を御覧ください。改正の内容は、附則の経過措置について、「附則第9条第2項」を、「附則第9条第6項」とするものです。このことについては、暫定再任用職員が定義されていた、地方公務員法の一部を改正する法律附則第9条第2項が削られ、同条第3項から第7号までが繰り上がると共に、同条第6項に暫定再任用職員の定義が改めて設けられたことによって改正するものです。施行日につきましては、令和7年4月1日です。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第14号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○永福委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○高田教育長 本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和7年第3回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和7年3月18日 午前10時25分閉会